

函館工業高等専門学校名誉教授称号授与規程施行細則

昭和43年7月22日

制定

第1条 函館工業高等専門学校名誉教授称号授与規程(以下「規程」という。)第2条第三号の運用については、次のとおりとする。

- 一 本校の教務主事，学生主事，寮務主事，副校長，専攻科長又は学科長，コース長，一般系長(以下「学科長等」という。)として，本校の育成運営に特に功労のあった者で，定年等により退職した者
- 二 文化勲章令(昭和12年勅令第9号)，文化功労者年金法(昭和26年法律第125号)及び日本学士院法(昭和31年法律第27号)の規定による受賞者又は日本学士院法により日本学士院会員に選定された者で定年等により退職した者

第2条 規程第2条第一号に該当すると思われる者があったときは，校長は運営会議に諮り，その意見を参考にして名誉教授の称号を授与する。

- 2 規程第2条第二号又は第三号に該当すると思われる者があったときは，学科長等は，功績調書，その他参考となる資料を添え，校長に推薦するものとする。
- 3 前項により推薦があった場合，校長は運営会議に諮り，その意見を参考にして適格者を決定し，名誉教授の称号を授与する。

附 則

この細則は，昭和43年7月22日から施行する。

附 則

この細則は，昭和49年9月30日から施行し，昭和49年4月11日から適用する。

附 則

この細則は，平成6年1月17日から施行する。

附 則

この細則は，平成16年2月9日から施行する。

附 則

この細則は，平成18年3月6日から施行する。

附 則(平成28年4月11日函高専達第27号)

この細則は、平成28年4月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月25日函高専達第12号)  
この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則  
この細則は、令和6年1月24日から施行する。